

契約書4-1約款削除について（建設工事）

※同じ番号の契約書をご使用ください。

この手引きで塗りつぶしている条項は、約款では見え消し線で削除済みです。

また、第60条以下についても削除済みです。

該当事項（条項）	記入内容及び修正内容	余白上部記入事項
第5条第2項	〔及び第38条～確認を受けたもの〕を削除	第5条第2項30字削除
第3項	〔や部分払等〕を削除	第5条第3項5字削除
第10条第1項 第2号	(A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (B) (C) 削除
第30条第4項	〔又は第38条第3項〕を削除	第30条第4項9字削除
第35条第3項	全文削除	第35条第3項全文削除
第4項	全文削除	第35条第4項全文削除
第5項	〔（第3項の～10分の6）〕〔（中間前払金の～次条において 同じ。）〕〔（中間前払金の～第37条までにおいて同じ。）〕 を削除	第35条第5項116字削 除
第6項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第6項31字削除
第7項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第7項31字削除
第38条	全文削除	第38条全文削除
第40条第2項	〔又は第38条）を削除	第40条第2項6字削除
第41条第1項	〔、第38条〕を削除	第41条第1項4字削除
第48条第2項 第1号	〔若しくは中間前払金、部分払金〕を削除	第48条第2項第1号13 字削除
第52条第1項	〔及び部分払の対象となった工事材料〕を削除	第52条第1項16字削除
第3項	〔（第61条において準用する場合を含む。）〕 〔又は中間前払金〕〔及び中間前払金の額～控除した額〕 〔及び中間前払金額〕〔又は中間前払金〕を削除	第52条第3項106字削除
第56条第9項	全文削除	第56条第9項全文削除

第60条以下削除

☆注意事項☆

- ・削除部分は二重線で見え消し削除してください。
- ・約款上部の訂正文言に訂正印の押印をお願いします。
- ・句読点、かぎ及び括弧等は、字数に数えません。
- ・ご不明な点がございましたら契約検査課までご相談ください。

☆訂正文言記入・訂正印押印場所☆

第〇条△項□字削除
代表
第〇〇条全文削除
印

第〇条

第〇〇条

第〇△条

訂正印は訂正文言の一部にかかるとように押印してください